

★国民年金保険料

控除証明書をお送りしました

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。ご家族の国民年金保険料を納付したときは、納付した方の社会保険料控除として申告できます。控除を受けるには、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

23年9月30日までの納付を証明する「社会保険料控除(国民年金保険料控除)証明書」を、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。忘れずに申告してください。

【問合せ】控除証明書専用ダイヤル

17-(IP電話・PHSからは15-(6700)-1130。3月15日(木)までの平日午前8時30分~午後5時15分(月曜日は午後7時まで)、第2土曜日午前9時30分~午後4時)へ。

年 金

★年金を受給している方の扶養親族等申告書の提出

老齢・退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象になります(障害年金・遺族年金には課税されません)。対象の方には、11月上旬に日本年金機構から扶養親族等申告書をお送りしました。

24年分の扶養親族等申告書をお送りした方は、年金の年額が65歳未満では108万円以上の方、65歳以上では158万円以上の方です。

この申告で、平成24年分の年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。申告書を提出しないと各種の控除が受けられず、源泉徴収税額が多くなる場合があります。まだ提出していない方は、お早めに提出してください。

【問合せ】ねんきんダイヤル

0570-(05)1165-(I-P電話・PHSからは6700-1165)・新宿年金事務所 (5285) 8611へ。

★新規会員の募集

セントラーハーの会員になつて就業を希望する方は、予約の上、説明会にご参加ください(説明会に出席しないと会員登録はできません)。入会した方には後日、接遇研修を受けていただきます。

【対象】区内在住の60歳以上で、健康で就業意欲のある方

【説明会日時】12月13日(火)、1月10日(火)・17日(火)、いずれも午前9時30分から

〒160-0022 新宿7-3-29
新宿ここ・から広場しごと棟
☎ (3209) 3181・✉ (3209) 4288

★パソコン教室受講生募集

【日時・内容】下表のとおり。いずれも全2日(午前クラスは午後9時30分~午後0時20分、午後クラスは午後1時~3時)50分)

【対象】区内在住・在勤で、(1)はパソコン未経験の方、(2)~(4)は文字入力ができる方、(5)~(10)はキーボード・マウスの操作ができる方、各教室各クラス8名

【費用】4千500円(1)は3千500円)。テキスト代を含む

【持ち物】▼顔写真(縦3cm×横2.5cm)2枚、▼郵便局(ゆうちょ銀行)の通帳(就業に対する配分金の振り込み用)、▼住所が分かるもの(健康保険証・運転免許証等)、▼年会費2千円

【会場・申込み】はがきかファックス(記載例(4面参照)のほか

教室名(1)~(10)と日程(1)~(3)の別。(1)(2)(5)は午前・午後クラスの別も)を記入で、12月16日(必

着)までに同センターへ。応募者多数の場合は抽選。

新宿区シルバー人材センター

【問合せ】

都市計画課都市計画係(本府舎6階第2委員会室へ) (5273) 35527へ。

【会場】新宿文化センター(新宿ピアノ)

真理子・バイオリン、藤井一興・

ピアノ)

【会場】新宿文化センター(新宿6-14-1)

宿理子・バイオリン、藤井一興・

ピアノ)

【会場】新宿文化センター(新宿7-1-3-29)

宿理子・バイオリン、藤井一興・

ピアノ)

</